

尾瀬ビジョン

(平成18年11月30日 尾瀬の保護と利用のあり方検討会)

1. 「尾瀬」の特徴・範囲・広がり(自然・文化・利用)

『奥鬼怒山、帝釈山、田代山地域と会津駒ヶ岳地域についても尾瀬(旧日光国立公園尾瀬地域)と生態的観点から類似的同一性を見せる』



2. 「尾瀬」の自然(生態系)の保護と利用の状況

- これまで関係者で実施してきた学術調査や保護・利用に係る取組についてのレビュー。
- 「尾瀬」地域の公園区域見直し、生態系の状況の的確な把握、野生動物対策、適正な推進、管理運営体制等における今後取り組むべき課題を整理

3. 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

『みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ』

我が国を代表する景観と学術的にも貴重な生態系を有し、「自然保護の原点」である尾瀬を、地域をはじめ尾瀬を愛する人みんなで保護しながら、豊かな自然体験を享受できるようにする。

(2) 基本方針

◎科学的知見に基づいて保護と利用を考え、保護を越えない利用を原則とする

ー現状を越える利用のための施設整備は、特別保護地区内では原則として行わないー

◎尾瀬とその周辺地域を地域の人々とともに保護し、賢明な利用を図る

ー豊かな自然体験を提供するエコツーリズムを推進するなど、地域社会との協働により、地域の持続的振興を促進ー

◎尾瀬保護の精神を広く国民に普及し、環境保全に対する意識を啓発する

ーガイド利用による充実した自然体験などを通じた環境教育を推進するー

◎国民の宝である尾瀬をみんなでサポートする仕組みをつくり、管理体制を整備する

ー尾瀬から積極的に情報を発信し、広く企業・団体や国民に尾瀬に対するサポートを呼びかけるー

尾瀬国立公園協議会で取組の進捗を定期的に確認

今後取り組むべき課題とされた事項

短期的、中長期的な行動計画

上記2で整理した、取り組むべき課題について、諸対策を整理

課題	必要となる具体的取組み	
	短期的(概ね5年以内)に取り組むべき事項	中長期的(概ね10年以内)に取り組むべき事項
適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■快適利用の促進 特定の季節、特定の曜日、特定の入山口に集中する傾向がある利用を分散させ、快適な尾瀬利用を促進する。 ■情報提供のあり方の検討 尾瀬の適正利用を図るために効果的な情報提供のあり方を検討する。 ■エリアごとの利用方法の検討 拡張エリアも含めた新しい尾瀬地域においては、積極的に利用するエリア、利用を厳しく制限し生態系を守るエリアなど、自然の状況に応じたエリアごとの利用方法を検討する。 ■尾瀬入山までのアプローチの検討 尾瀬の適正利用を推進するために望ましい交通体系・アプローチ方法を検討する。 ■現在の対策の効果検証 現在実施されている適正利用推進のための施策の効果を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。 ■中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方法を提案し、中心部への利用集中を解消する。 ■山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対する自然解説、マナー啓発、傷病対応など、適正利用の推進に寄与してきたが、今後も尾瀬の自然環境を維持しつつ利用の分散化を図るなど、適正利用の推進のために実施すべきことを検討する。

尾瀬保護財団(HP、尾瀬ガイド等)

尾瀬国立公園協議会の下に分科会を設置し、コアメンバーで取組内容を検討・実施
→ 協議会でコンセンサス

尾瀬国立公園の公園計画

平成19年8月30日 環境大臣が「尾瀬国立公園」として新たに指定

- 日光国立公園から旧尾瀬地域を分離
- 景観の連続性、植生等の同一性を有する会津駒ヶ岳地域と田代山・帝釈山地域を編入

公園計画の具体的内容

① 指定に際しての基本方針

- 国立公園区域の全面的な見直しの経緯
- どのような場所を特別保護地区、第1種特別地域等に指定するかの基本方針
(『特別保護地区周辺にあって、特別保護地区と一体となった景観を構成している優れた原生的森林や稜線部等の地域は第1種特別地域とする』等)
- どのような場所を利用施設に位置づけるかの基本方針
(『入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている道路を車道として位置づける』等)

② 規制計画

- 特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域の位置及び地区の概要

③ 施設計画

- 保護施設計画や利用施設計画の位置及び整備方針

田代山避難小屋
[整備方針] 田代山の登山利用者等の安全を図るための避難小屋として整備する。

イ 単独施設
単独施設を次のとおりとする。
(表16: 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	避難小屋	福島県南会津郡南会津町(田代山)	田代山の登山利用者等の安全を図るための避難小屋として整備する。
2	園地	福島県南会津郡南会津町(猿蓑)	田代・帝釈山線道路(歩道)跡地における田代山・帝釈山への入山口として整備する。
3	避難小屋	福島県南会津郡楡枝岐村(会津駒ヶ岳)	会津駒ヶ岳の登山利用者等の安全を図るための避難小屋として整備する。

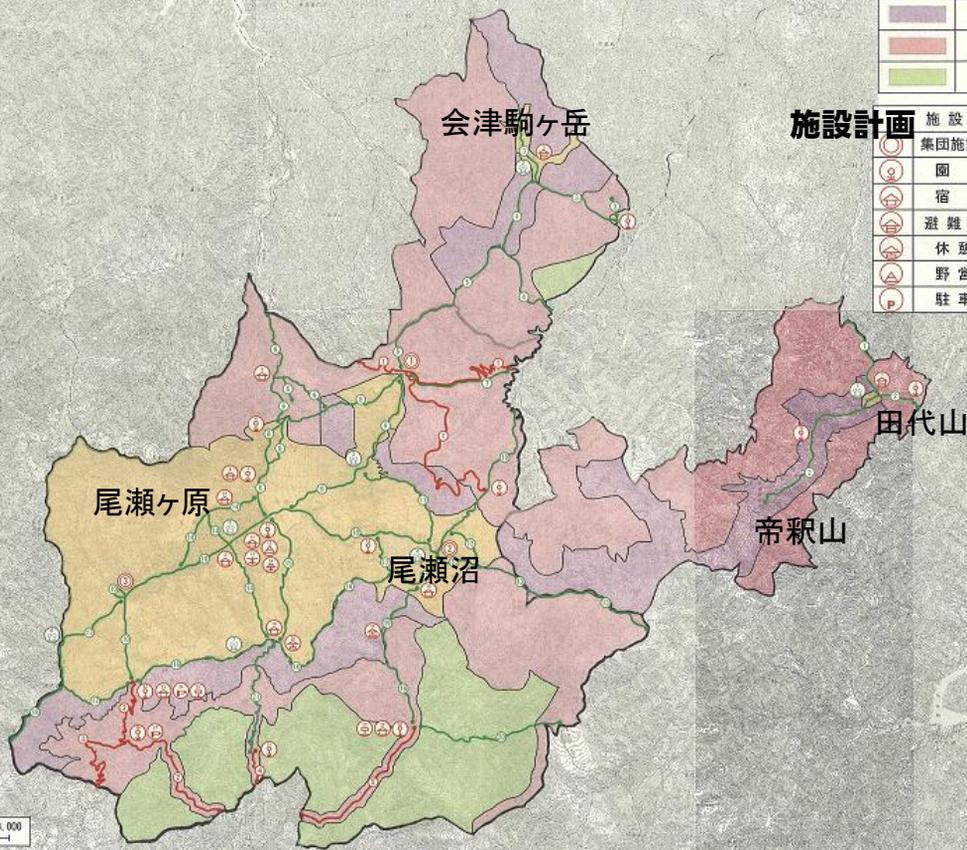
公園計画図

規制計画 凡例

	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域

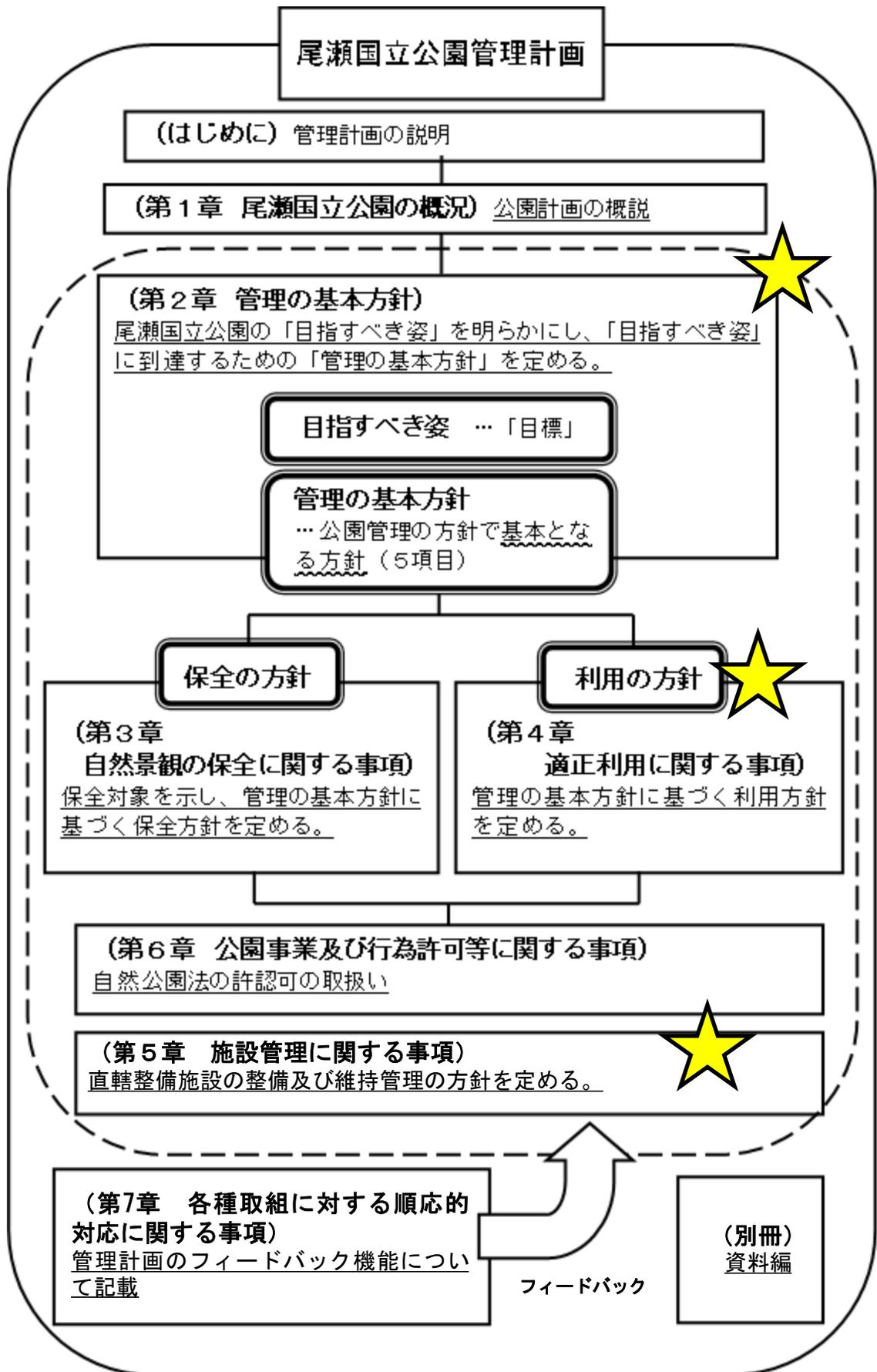
施設計画 凡例

	集団施設地区		給水施設
	園地		排水施設
	宿舎		博物館展示施設
	避難小屋		車道
	休憩所		歩道
	野営場		植生復元施設
	駐車場		



1,000 0 1,000 2,000 3,000

尾瀬国立公園の管理計画（案）



尾瀬国立公園の管理計画（案）

- 環境省関東地方環境事務所が尾瀬国立公園をどのように管理すべきかを明確化したもの。
- 尾瀬国立公園管理計画検討会において関係者・学識経験者とともに検討を行い、原案を策定。今後、パブリックコメントの後、地方環境事務所長により決定される。

尾瀬管理計画（案）のポイントとなる項目

1. 管理の基本方針

(1) 尾瀬国立公園が目指すべき姿

- ◎ 利用者に感動を与える美しい自然景観であり、山地湿原特有の同植物や貴重な高山植物、ブナの原生林等の質の高い自然環境から構成される雄大な湿原景観が、将来にわたり維持されている。
- ◎ 自然景観の保全を基本とした利用が今後も推進され、環境学習の場としての利用、山麓における自然とのふれあい活動の場としての利用等、風景鑑賞のみにとどまらない体験・学習型の利用が充実している

(2) 尾瀬国立公園の管理の基本方針（「目指すべき姿」に到達するための「管理の基本方針」）

① 自然景観の保全

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の開放的な景観と・・・(略)・・・等様々な優れた自然景観を有しており、これらの自然景観を目的に訪れる利用者も多い。そのため、展望地や利用動線からの眺望の確保、植生復元対策の実施等、保全対象となる自然景観を適正に保全し、利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していく。また、保全に関する各施策については、モニタリング及びフィードバックを行うことで順応的管理を行っていく。

② 自然環境の保全

③ 快適かつ適正な利用の推進

④ 幅広い利用の促進

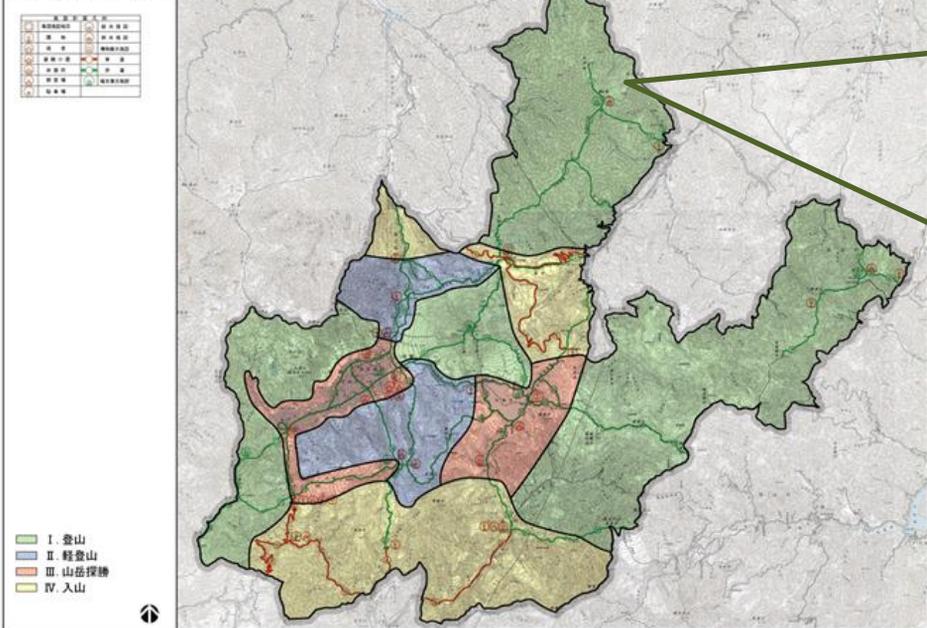
本公園の利用形態は、尾瀬ヶ原、尾瀬沼の自然探勝やその周辺山岳地の登山が主であるが、ビジターやガイド等の関係者と協力し、貴重な自然生態系を学ぶことができる機会を充実させていく。また、本公園は「日本の自然保護運動の発祥の地」と言われており、植生復元や木道敷設等の自然保護に関する取組が先駆的に実施されてきていることから、より自然への理解を深め自然環境保全に対する意識啓発の場としての活用の推進していく等、風景鑑賞のみにとどまらない本公園の新たな利用形態を検討し、幅広い利用の促進を図る。

⑤ 継続的なモニタリングの実施及び情報収集、発信の充実

2. 適正な公園利用の推進に関する事項

管理の基本方針に基づく施策を実施するため、利用形態等に応じエリア区分を行い（利用のゾーニング）、エリア毎に利用方針、維持管理及び整備方針を定めた。

図2 利用のゾーニング



登山エリア（例）

※一部のみ抜粋

①利用資源

- ここでしか見ることができない原生的・特徴的な自然景観。
- 避難小屋、入山口の駐車場。

②利用方針

- 登山者でしか体験できない質の高い自然探勝を推進していくために、パンフレットによる知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの利用を推進する。
- 安全対策の徹底を周知する。

③施設の維持管理及び整備方針

- 優れた自然を満喫することができるよう過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。

3. 直轄施設の整備と管理に関する事項

直轄施設の整備及び維持管理の方針を定めた上で、既に整備をしている公園施設や今後整備することが計画されている公園施設を詳細に明確化。

① 尾瀬国立公園協議会

協議会の役割

①地域の合意形成

- ・「尾瀬ビジョン」の進行促進及び管理
- ・尾瀬ビジョンの重点課題に対する取組方針の作成

②地域内の連絡調整

③既存協議会への助言・支援

④未取組課題への対策検討

- ・個別課題型協議会の設置
- ・科学的データ等の収集・整備

構成メンバー

環境省関東地方環境事務所、林野庁関東森林管理局、群馬県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県利根郡片品村、福島県南会津町・檜枝岐村、新潟県魚沼市、栃木県日光市、尾瀬保護財団、東京電力、三井物産、山小屋組合、観光協会、自然保護団体、学識経験者など 30 名

事務局：関東地方環境事務所

(下部組織)

(助言・支援)

課題対応型組織(小委員会)

- ・尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)に関する小委員会
- ・生態系状況の的確な把握に関する小委員会

課題対応型組織と「協議会」との関係

- 課題対応型組織は特定の課題について対応策を検討し、実施する関係主体で構成
- 協議会は個別課題に対応した組織を設置
- 課題対応型組織は「協議会」の構成員として、事業内容進捗等を報告

既存協議会 (個別対策型組織)

尾瀬国立公園シカ対策協議会／尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会／至仏山保全対策会議／片品尾瀬交通対策連絡協議会／尾瀬温泉地区運営協議会／尾瀬見晴地区運営協議会など